

東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	平成30年10月12日（金） 都庁第二本庁舎3 1階 特別会議室2 2	
委員	日本大学総合科学研究所教授 （元）会計検査院官房審議官 公認会計士	有川 博（部会長） 飯塚 正史 片桐 春美 計3名（敬称略）
審議案件	1件（第1回第二監視部会での継続審議案件）	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（高落札の事案） 妙見島防潮堤建設工事（その14－3） [一般競争入札]	
	Q 第一回設計変更における暫定係留地に係る工事は、別契約とするのが妥当ではないか。なぜ、本工事に含めて施工しているのか。	A 第一回設計変更で行った暫定係留地の河床整正等は、造船所敷地内にある船舶を移動して本工事の作業ヤードを確保するために行った工事であるため、本工事の附帯工事として施工したものである。 なお、当該附帯工事は、河川法第19条に規定される「河川工事を施行するために必要を生じた他の工事」であり、「当該河川工事とあわせて施行することができる」とされている。
	Q 機能補償を金銭補償とせず、代行工事として本工事と併せて施工することが合理的だと判断した理由は何か。	A 本工事とは別に、民間マリーナが自らクレーン設置等を行う場合、施工手間や仮設資材、重機等が互いに重複することになってしまう。また、民間マリーナが自ら施工する場合、その整備スケジュールが都の事業スケジュールと必ずしも合うとは限らない。こうしたことから、本工事と併せて施工することが合理的だと判断している。
	Q 平成27年度発注当初には本工事に含まれていたクレーン本体部分の工事を別途発注としたのはなぜか。	A 不調に伴い、辞退した事業者へのヒアリング等を踏まえて本工事と異なる業種であるクレーン製作・架設工事を別途発注とし、より発注業種の専門性を高め、事業者が入札に参加しやすくなるよう工夫をした。

	<p>意見：本件のように、補償代行工事等の附帯工事を本来工事に含むこと、あるいは一部を切り離して別途発注とすること自体が悪いというわけではないが、こうした場合には、その全体像が見えるよう整理し、事業の透明性が確保されるよう取り組まれない。</p> <p>また、本件は不調時の再発注を翌年度に行っているが、事業の性格上この運用が妥当であったか疑問が残る。今後同様の状況があった際は、事業の緊急性等を鑑み、その再発注の時期をよく検討されたい。</p> <p>こうした意見は、必ずしも入札及び契約手続きの運用状況に係る事項ではないが、今後の事業運営に活かされたい。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1は、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、付された意見を今後活かされたい。</p>	